

令和元年（ワ）第172号 違法行為差止請求事件

原 告 和田 廣治 外7名

被 告 久和 進 外4名

5

## 第2準備書面

2019年12月13日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士

岩

淵

正

明

外



### 第1 訴権の濫用にはあたらないこと

15

1 被告らは、原告らの訴えが株主差止訴訟の趣旨、目的を逸脱する、訴権の濫用と言わざるを得ないものであって失当であると主張する。

2 しかし、以下の理由から、原告らの訴えは、訴権の濫用にはあたらない。

3 この点、「訴えの提起において、提訴者が実体的権利の実現ないし紛争の解

決を真摯に目的とするのではなく、相手方当事者を被告の立場に立たせること

により訴訟上又は訴訟外において有形、無形の不利益・負担を与えるなど不当

な目的を有し、提訴者の主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠

き権利保護の必要性が乏しいなど、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著し

く相当性を欠き、信義に反すると認められる場合には、訴権を濫用するものと

して、その訴えは不適法として却下すべきものと解される」（東京地裁平成1

25 2年5月30日判決・判時1719号40頁）。

これを本件について見ると、本件原告らの訴えは、会社法360条に基づき、

5 本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為によって、北陸電力に回復することのできない損害が生ずるおそれがあることを主張するものであり、それが実体的な理由を有するときは、北陸電力の利害、ひいてはその存続に関わる事項として、すべての株主にとっても重大な影響を及ぼすものである。専ら原告らの株主たる地位と離れた不当な個人的利益や主義主張の実現を求めるものではないことは明らかである。

なお、被告ら答弁書 5 頁以下で本件訴訟の提訴理由として指摘する、ホームページや会報内で述べられている内容は、本訴訟の原告ら自身が発言・発信したものではないことは一応付言しておく。

10 4 以上のとおり、原告らの訴えは、上記の民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められる場合とは到底いえず、訴権を濫用にはあたらない。

## 第 2 株主総会で多数の支持を得ていることは根拠とならないこと

15 1 被告らは、株主総会において本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が圧倒的多数の支持を得ていること、同基本方針に従い適法かつ適切に業務を執行していることを理由に、原告らの主張する善管注意義務違反及び忠実義務違反はないと主張する。

2 しかし、以下の理由から、被告らの当該主張には理由がない。

20 3 そもそも、圧倒的多数の支持を得た株主総会決議に従ったか否かは善管注意義務及びそれと同内容と理解される忠実義務とは直ちに結びつかず、取締役は、たとえ株主総会決議に従って職務を行ったからといって、会社法 330 条、民法 644 条の定める善管注意義務違反及び会社法 355 条の定める忠実義務違反の問題が生じ得ないことになるわけではない。

25 そして、原告らの主張するところの会社法 360 条が定める差止請求権は、多数派株主や取締役の権限濫用に対して多数派でない株主がとりうる手段の一

つとして認められた権利である。法文上も、同差止請求権の要件は、①「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」であること、②「取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある」とこと、③「当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるとき」である。すなわち、取締役の行為について、たとえ、取締役その他役員だけでなく、会社の多数の株主までが賛成、支持している場合であつたとしても、会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときに取締役の行為が差し止められる場合があることは、法文上、当然に予定されているといえる。

なお、被告らは、「（株主総会で支持を得た方針に従わず）原告らの請求に応じることこそ、前記経営の基本方針に反しており、会社に対する善管注意義務違反及び忠実義務に違反することとなる」などとも主張する。

しかし、北陸電力では、実際に株主総会で圧倒的多数により否決された株主提案の内容が、その翌年の株主総会前に会社の判断で認められた例もある。すなわち、2015年の第91回株主総会においては、「株主名簿の閲覧等を三井住友信託銀行大阪本店のみで行う規定を改め、同行支店等や被告会社本店でも可能にする定款変更議案」が反対多数で否決されたが、その後、第92回株主総会の前に、北陸電力は同銀行金沢支店での株主名簿の閲覧を認める扱いとしている。

4 以上のとおり、圧倒的多数の支持を得た株主総会決議に従ったか否かは善管注意義務及びそれと同内容と理解される忠実義務とは直ちに結びつかず、また、会社法360条の法文の内容からしても、株主総会において本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が圧倒的多数の支持を得ていることは、善管注意義務違反及び忠実義務違反がないとする根拠にはならないから、当該被告らの主張には理由がない。

5 そもそも株主総会では、原子力発電に関する十分な情報が株主に与えられな

いま志賀原発再稼働の方針が承認されているため、株主総会での「圧倒的多数の支持」なるものが被告らの善管注意義務及び忠実義務履行の根拠にはならない。

この点、東京電力では、原発の稼動に反対する少数株主の意見を聞き入れず「圧倒的多数の支持」により福島第一原発の運転が行われていたが、同原発は2011年3月に過酷事故を起こし爆発した。東京電力の取締役は、同月の事故の前、想定を超える巨大津波が襲来すると警告を受けていたがこれを無視して福島第一原発を稼動していたのであり、善管注意義務違反は明らかである。つまり、株主総会での「圧倒的多数の支持」なるものがあったとしても、それに反対して稼動を止めること（原発の稼動を止めるなどを株主総会に提案すること）こそが、東京電力の取締役に求められる善管注意義務であったといえる。  
10

以上